

証券コード 4486
2023年3月14日
(電子提供措置の開始日 2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
ユナイトアンドグロウ株式会社
取締役社長 須田 騎 一 朗

第18期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第18期 定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ug-inc.net/ir>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスし、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご来場はお控えいただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、同封の書面又はインターネットにより**2023年3月28日（火曜日）午後6時まで**に事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にご来場されない株主の皆様も株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「5.インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 2階
ソラシティカンファレンスセンター テラスルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに行使ください。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (5) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

5. インターネットによるライブ配信のご案内

(1) 以下のURLにアクセスし、ログインID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。

配信開始日時	2023年3月29日(水曜日) 午前10時から
株主専用サイトURL	https://4486.ksoukai.jp
ログインID	株主番号(議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字)
パスワード	ug44861

※ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご理解とご了承をお願いいたします。

(2) 事前質問の受付についてのご案内

株主専用サイトからログインいただき、「事前質問を行う」より必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

受付期間

2023年3月14日(火曜日) 午前10時から2023年3月27日(月曜日) 午後5時

※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。また、受付期間外でのご入力を受信することができませんので、受付期間内での早目の送信をお願いいたします。

(3) 視聴に関する注意事項

- ・システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する可能性があります。
- ・ご視聴に要する通信機器やインターネット接続料などの費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ・ご視聴いただけるのは、2022年12月31日現在当社株主名簿に記載又は記録された株主様のみとさせていただきます。
- ・ご視聴に参加される株主様については、会社法で定める出席には該当いたしません。したがって、当日ご視聴を通じての議決権行使はできませんので、事前の書面又はインターネットによる議決権の行使をお願いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染予防への対応について>

- ・本株主総会出席の役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用とアルコール消毒液のご利用をお願い申し上げます。
- ・発熱等の体調不良とお見受けされる株主様、マスク着用等の感染予防へのご協力をいただけない株主様につきましては、ご入場をお断りし、又は会場からご退場いただく場合がございますので、予めご了承のうえご協力をお願い申し上げます。
- ・本株主総会の所要時間短縮のため、議事進行の短縮、株主様からのご質問回数を制限させていただきます場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・今後の状況の変化により、本株主総会の運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ug-inc.net>）に掲載させていただきますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

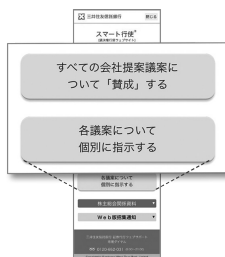
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

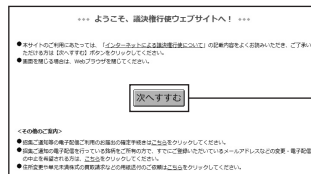
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

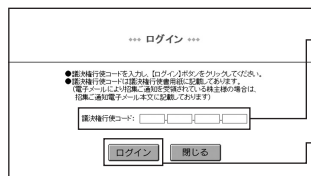
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

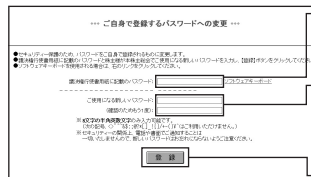
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、第18期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円
なお、この場合の配当総額は62,987,600円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月30日（木曜日）

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	すだきちろう 須田 騎一郎 (1966年5月14日生) 【再任】	1990年1月 (株)エスコム 入社 1991年4月 (株)ユニバーサル・データ 入社 1994年4月 (株)多摩通信機 入社 1994年9月 (株)ケイネット 入社 1996年1月 (株)ピー・オー・ブイ・アソシエイツ 入社 1997年7月 (株)キューアンドエー (現 キューアンドエー(株)) 設立 代表取締役社長 2005年2月 当社 設立 代表取締役社長 (現任) 2014年9月 エス・アセットマネジメント(株) 代表取締役 (現任) 2015年9月 f j コンサルティング(株) 取締役 (現任) 2020年10月 ビズメイツ(株) 社外取締役 (現任)	784,400株
		【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として、当社グループの経営全般を統括しております。会社経営やIT分野に関する経験と見識を有しており、今後も当社グループ全体の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。	
2	たかい よういち 高井 庸一 (1969年11月13日生) 【再任】	1994年4月 (株)リセ二十一 入社 1998年7月 日本総合通信(株) 入社 1999年9月 シーオン(株) 入社 2001年3月 ソイリックジャパン(株) 入社 2004年4月 同社 取締役 2006年12月 当社 入社 2013年3月 当社 取締役 インソーシング事業本部長 2020年3月 f j コンサルティング(株) 取締役 2021年1月 当社 取締役 人材開発本部長 (現任)	33,800株
		【取締役候補者とした理由】 企業経営者としての幅広い経験とIT分野に関する見識を有しており、当社の事業及び人材開発を担ってきた経験と実績を踏まえ、今後も当社の持続的な企業価値の創出に生かすことができるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
3	おか み え こ 岡 美恵子 (1967年5月18日生) 【再任】	1988年4月 (株)全教研 入社 1996年12月 立花公認会計士事務所(現 税理士法人T A C H I B A N A) 入所 2001年2月 安西会計事務所 入所 2002年3月 スカイウェイブ(株) 入社 2005年10月 当社 入社 2011年3月 当社 取締役 管理本部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 事業会社及び会計事務所での豊富な経験と見識を有しており、 当社の管理全般を一貫して担ってきた実績を踏まえ、今後も 当社の持続的な企業価値向上と経営基盤の強化に貢献できる ものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお 願いするものです。	93,800株
4	さいとう ともよし 齋藤智芳 (1989年11月10日生) 【再任】	2012年4月 みずほ証券(株) 入社 2016年4月 当社 入社 2019年1月 当社 執行役員 第1インソーシング事業部長 2020年1月 当社 執行役員 事業副本部長就任 2021年1月 当社 執行役員 I S事業本部長 2021年3月 f j コンサルティング(株) 取締役(現任) 2022年3月 当社 取締役 インソーシング事業本部長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 金融機関在職時での実務経験や専門知識を有し、当社の事業 活動において重要な役割を担ってきた経験と実績を踏まえ、 今後の企業価値創出における重要事項の決定及び業務執行を 行うにふさわしいと判断したため、引き続き取締役候補者と して選任をお願いするものです。	2,700株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
5	ど い あきふみ 土 居 明 史 (1971年5月12日生) 【再任】	<p>1997年 4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2006年 9月 シティア公認会計士共同事務所 パートナー（現任）</p> <p>2007年 2月 (株)オーベン 監査役</p> <p>2007年 7月 匠鮮股份有限公司（台湾） 取締役</p> <p>2010年 5月 (株)エイゾン・パートナーズ 設立 代表パートナー（現任）</p> <p>2012年 3月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2015年 9月 f j コンサルティング(株) 監査役</p> <p>2017年 4月 (株)Mマート 社外監査役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から当社経営への的確な助言や経営全般に対する監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。 なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。</p>	8,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 土居明史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、土居明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、土居明史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、480万円以上で定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため監査役1名を増員し、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ひご かずお 肥後 一雄 (1942年6月8日生) 【再任】	1965年4月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入社 1996年7月 (株)パソナ (現 (株)パソナグループ) 出向 理事 1997年4月 (株)パソナ 取締役 1999年8月 日本アウトソーシング(株) 代表取締役社長 2000年6月 (株)パソナ 常務執行役員 2001年4月 同社 内部監査室長 2003年8月 同社 常勤監査役 2015年12月 当社 常勤監査役 (現任) 2019年3月 f j コンサルティング(株) 監査役 (現任)	23,000株
2	よだ しゅういち 依田 修一 (1965年11月6日生) 【再任】	1997年4月 田宮・堤法律事務所 (現 田宮合同法律事務所) 入所 (現任) 2000年3月 日本弁護士連合会代議員 2006年4月 桐蔭横浜大学法学部客員教授 (現任) 2006年4月 第二東京弁護士会常議員 2006年6月 同会 綱紀委員会委員 2016年5月 (一社)精神医学研究所附属東京武蔵野病院監事 (現任) 2017年6月 (公社)日本不動産鑑定士協会連合会監事 (現任) 2018年3月 当社 監査役 (現任) 2021年11月 ワタキューセイモア(株) 監査役 (現任)	10,000株
3	はすいけ たかお 蓮池 隆夫 (1958年2月24日生) 【新任】	1981年4月 帝人(株) 入社 2004年7月 帝人ファーマ(株) 在宅医療営業推進部長 2008年4月 帝人デュポンフィルム(株) 企画管理部長 2014年2月 帝人(株) グループ監査役室 担当部長 同社 国内関係会社20社 監査役	— 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	すずき まさこ 鈴木 雅子 (1954年2月4日生) 【新任】	1983年 7月 (株)テンポラリーセンター (現 (株)パソナグループ) 入社 1999年 4月 (株)パソナ (現 (株)パソナグループ) 執行役員 2004年 9月 同社 取締役専務執行役員 2010年 6月 (株)ベネフィット・ワン 取締役副社長 2012年 5月 (株)ベネフィット・ワン・ヘルスケア 監査役 2016年 1月 同社 代表取締役社長 2016年 6月 (株)かんぽ生命保険 社外取締役 2019年 7月 (株)パソナグループ エグゼクティブアドバイザー 2019年12月 (株)パソナフォース 代表取締役社長 2022年 6月 (株)かんぽ生命保険 社外取締役 兼 監査委員長 (現任) 2022年 6月 国立大学法人静岡大学経営協議委員 (現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 肥後一雄氏、依田修一氏、蓮池隆夫氏、鈴木雅子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、肥後一雄氏、依田修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。蓮池隆夫氏、鈴木雅子氏が選任が承認された場合には、両氏についても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 肥後一雄氏を社外監査役候補者とした理由は、大手人材派遣会社で培われた人材ビジネスに関する幅広い見識により、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な監査を担っていただくためであります。
- 依田修一氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律面から適切な監査を担っていただくためであります。
- 蓮池隆夫氏を社外監査役候補者とした理由は、大手繊維メーカーで培われた業務管理、監査に関する幅広い見識により、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な監査を担っていただくためであります。
- 鈴木雅子氏を社外監査役候補者とした理由は、大手人材派遣会社で培われた幅広い知見並びに大手生命保険会社における経営及び監査経験により、当社の業務執行体制について内部統制面から幅広く適切な監査を担っていただくためであります。
4. 当社は、肥後一雄氏、依田修一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、蓮池隆夫氏、鈴木雅子氏の選任が承認された場合においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用を補填の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社取締役及び監査役の報酬額は、2005年2月22日開催の創立総会において、取締役の報酬額を年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬を年額3千万円以内とご決議いただき現在に至っております。

この間、当社グループの事業規模の拡大や経営環境の変化に伴い役員の責務が増大したこと、役員の員数が増加していること等を勘案のうえ、当社の中長期的な業績及び企業価値の向上に向けた更なる経営体制の充実並びにガバナンス体制の強化を目的として、以下のとおり改定することにつき、お願いしたいと存じます。

1. 取締役の報酬額の改定 年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）

取締役の報酬額は、事業報告「2.会社の現況（3）会社役員の状況」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等に沿うものであり、相当であると判断しております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとします。

2. 監査役の報酬額の改定 年額5千万円以内

各監査役の報酬につきましては、上記報酬額の範囲で監査役の協議により決定いたします。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は4名（うち社外監査役4名）となります。

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、Withコロナへの新たな段階へ社会全体の適応が進み、経済活動に持ち直しの動きがみられた一方で、地政学的リスクの高まり等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループのインソーシング事業及びセキュリティ事業が位置するIT人材市場は慢性的な人材不足の状況にあり、特に企業内のIT活用を担いITを切り口に経営課題を解決するコーポレートエンジニアは、その重要性が認識されながらも、企業にとっては人材獲得が困難な状況となっております。

当社グループでは、これらのコーポレートIT部門及び人材に関するサービス需要の高まりに、さらに応えるべく、人材採用活動及び育成の強化に取り組むとともに、一つ一つの案件対応体制の見直しを図りました。

また、シェアード社員サービスを基盤とした新しい特化型サービスの立ち上げにも注力し、新たにコーポレートIT内製開発支援サービスとして事業を立ち上げる予定です。

これらの他、株式報酬制度の導入等による処遇の向上、教育研修の充実など人材への投資を積極的に行っております。当連結会計年度においては、通期での採用人数が増加した一方、コロナ禍の中で入社した社員の退職が重なったため人員計画が未達となり、このため連結売上高は業績予想に対して下回りましたが、販管費の効率化により利益計画は予想を上回りました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,335,591千円（前連結会計年度比12.5%増）、営業利益324,134千円（同12.0%増）、経常利益324,095千円（同10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益238,372千円（同20.2%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a. インソーシング事業

中堅・中小企業のコーポレートIT部門を対象として人と知識をシェアする会員制の「シェアード社員サービス」を提供しております。

インソーシング事業では、既存顧客の支援強化を図るために一時的に新規顧客の取引開始時期を延期したこと、案件ごとの内容及び体制見直しを行ったことにより、実働会員数は減少したものの、慢性的に人手が足りていなかったスクラム（案件）に人員を投下でき、既存顧客の取引拡大を実現するとともに、担う業務内容や範囲の拡大につながり、シェアード社員のスキルレベル向上にも寄与したと考えております。

また、インソーシング事業が主導するリファーマル採用（仲間を集める活動）の活性化を図り、外部研修プログラムの活用や社内研修の充実によって、シェアード社員のスキルの底上げやマネジメント力の向上に取り組んでまいりました。一方で、コロナ禍の中で入社した社員の退職が重なったため人員計画が未達となりましたが、新卒社員においては定着と即戦力化が進みました。

これらの活動により、会員数は655社（前連結会計年度比36社増）、そのうち実働会員数は217社（同16社減）となりました。また、シェアード社員数は179人（同17人増）となり、シェアード社員の稼働1時間あたりの売上高は8,003円（同3.3%増）となりました。

この結果、売上高2,168,869千円（前連結会計年度比13.0%増）、セグメント利益842,705千円（同18.6%増）となりました。

b. セキュリティ事業

キャッシュレスサービスを提供する又は利用する事業者を対象に、データ保護対策のコンサルティングサービス及び教育・研修サービスを提供しております。

コンサルティングサービスにおいては、クレジットデータセキュリティの国際基準であるPCIデータセキュリティ基準（PCI DSS（注））の新バージョンへの移行を支援するとともに、セキュリティ関連の知識をグループ内で共有し、グループ総合力の底上げにも取り組んでまいりました。

PCI DSSの新バージョンは2022年3月に公開されましたが、日本語版の公開が予定より遅れたことにより、売上の減少があったため通期での計画を下回りました。

この結果、売上高166,721千円（前連結会計年度比6.6%増）、セグメント利益18,649千円（同21.8%減）となりました。

セグメント別の売上高

区 分	第 17 期 (2021年12月期) (前連結会計年度)		第 18 期 (2022年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
インソーシング事業	1,918,878千円	92.5%	2,168,869千円	92.9%	249,990千円	13.0%
セキュリティ事業	156,459	7.5	166,721	7.1	10,262	6.6
合 計	2,075,338	100.0	2,335,591	100.0	260,253	12.5

(注) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、カード会員情報の保護を目的として、国際決済ブランド5社 (American Express、Discover、JCB、マスターカード、VISA) が共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準です。

- ② 設備投資の状況
当社グループでは、40,274千円の設備投資を実施しました。設備投資は主に、次期基幹システムの開発（ソフトウェア仮勘定）であります。
なお、当連結会計年度において特記すべき重要な設備の除却、売却等はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (2021年12月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	1,624,358	1,732,506	2,075,338	2,335,591
経 常 利 益 (千円)	191,286	216,868	294,289	324,095
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	133,964	159,271	198,338	238,372
1株当たり当期純利益 (円)	45.78	43.79	53.87	62.31
総 資 産 (千円)	1,532,456	1,770,727	2,109,467	2,366,729
純 資 産 (千円)	1,043,368	1,189,780	1,379,480	1,599,673
1株当たり純資産額 (円)	287.35	326.13	371.11	409.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期（2019年12月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。経過的な取扱いに従って第17期（2021年12月期）以前には遡及適用しておりませんが、影響はありません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (2021年12月期)	第 18 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	1,476,155	1,636,442	1,953,974	2,218,372
経 常 利 益 (千円)	167,381	223,424	274,990	313,276
当 期 純 利 益 (千円)	125,768	169,333	186,828	233,570
1 株当たり当期純利益 (円)	42.98	46.55	50.74	61.06
総 資 産 (千円)	1,444,875	1,703,927	2,017,476	2,285,771
純 資 産 (千円)	969,913	1,126,387	1,304,577	1,519,969
1 株当たり純資産額 (円)	267.12	308.75	350.96	388.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期（2019年12月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。経過的な取扱いに従って第17期（2021年12月期）以前には遡及適用していませんが、影響はありません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
fjコンサルティング株式会社	9,820千円	100.0%	セキュリティ事業

(注) 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) 対処すべき課題

以下に挙げる「対処すべき課題」は、本書提出日現在において当社グループが今後対応すべきであると考えている事項を記載しております。

① 人材の採用

当社グループの事業は、人によって売上をつくり、組織とサービスによって付加価値を生み社会の役に立つというものであり、人材の採用が常に最重要課題であります。

当社グループの事業内容、働き方、組織としての様々な取り組みなどが、求職者にとって決定的な魅力として伝わるよう、WEBサイト、採用メディア、SNS、個別の面談を通じた情報発信に力を入れております。また、選考の過程においては、求職者と当社のお互いが十分に納得できるまで丁寧に面談を繰り返すなど、採用ミスマッチの低減に努め、この過程で多くの現場人材が採用に関与することで、組織としてのノウハウを積み重ねております。

I T人材の獲得競争がますます激化する中、優秀な人材を通年で安定的に採用するために、社内採用体制やプロセスを充実させ、広報活動にも力を入れるなど、採用市場におけるブランドの確立を図ってまいります。また、社内外の信頼できる人脈からの推薦によって採用を実現するリファーマル採用も積極的に推進し、人材の確保に努めてまいります。

② 人材の育成と定着

当社グループにおいて、人材を育成し定着率を高めることは、人材採用と同様に長期安定的な事業成長のための重要な課題であると考えております。

当社グループでは、サービスモデルや組織の在り方自体が社員にとって最大の魅力、最大の学習環境となるよう、事業づくりや組織づくりを推進してまいりました。一方で、I T人材の市場価値も高まっており、長期定着へ取り組み、離職率を一定の範囲内にとどめることが必須の命題でもあります。

そこで当社グループでは、さらに組織としての魅力を高める取り組みを強化しております。具体的には、オフサイトセンター（社員間での交流スペースやリモートワーク設備）の開設、育児・介護休業制度や時短勤務制度等の拡充、人事評価制度の見直し、独自の基幹システムや各種クラウドサービスによる業務負荷軽減、事業部門の分割・増殖による組織強化などを推進しています。

また、学習環境の充実として、取り組む案件を自律的に決める組織風土の推進、社員主導による委員会活動、経験のシェアから学びを得る小グループ活動、UGアカデミー（社内大学）や社員主催による勉強会・交流会などを拡充しております。

さらに、株式報酬制度を含む処遇の向上、特化型事業の複数立ち上げによるキャリアパスの多様化、経営陣との対話や専門スキルを深掘りする機会等を増やすなど、新たな取り組みを含め、今後も積極的に定着率の維持に注力してまいります。

- ③ シェアード・エンジニアリング（基幹技術）のノウハウの蓄積
当社の基幹技術となる「シェアード・エンジニアリング」（注）のノウハウをさらに蓄積し、充実させていくことは当事業の競争優位性を高めるうえでも必要不可欠です。当社サービスにおける事例をはじめ、事業スキームや社内制度・人事制度の改定、社内ＩＴシステムへの投資等を通じて、ＩＴや人材に関するノウハウを蓄積し、活用していくことで、更なるサービス品質の向上と競争優位性を高めてまいります。
- ④ 新サービスの開発
「シェアード・エンジニアリング」を基盤とした新しいサービスの開発及び提供を行うことが課題であると考えています。新たに事業化したコーポレートＩＴ内製開発支援を軌道に乗せ拡大させるための体制強化に努めてまいります。また、当社の人材とWebサイトによる連携サービスの提供、当社が蓄積するＩＴ及び中堅・中小企業のビジネスに関するノウハウを活用した新サービスの開発に取り組んでまいります。
- ⑤ システム基盤の強化
当社の「シェアード社員」サービスは、当社の人的・知的資源を時間単位で顧客に提供していることから、管理する基幹システムの稼働の安定性を確保することが重要な課題であると認識しております。継続的なシステム基盤及び機能の強化を図ってまいります。
- ⑥ 個人情報の取扱い及び情報管理体制の強化
当社グループは、各事業で提供するサービスの特性上、顧客の機密情報及び個人情報を多く取り扱っております。そのため、個人情報の取扱い及び情報管理体制をさらに強化することが課題であると考えております。これら情報等の取扱いについては、情報セキュリティマネジメントシステム国際規格（ISO/IEC27001）の認証を取得し、個人情報や機密情報に関する取扱いを社内規程に定め、社内研修の実施等によりセキュリティ意識の喚起や情報リテラシーの向上に努めてまいります。
- ⑦ 法令遵守の体制強化
当社の「シェアード社員」サービスは、準委任契約により事業を行っております。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日 労働省告示第37号）に従い、労働者派遣事業との違いを厳正に適用し、法令に則った事業運営が不可欠であります。そのため、法令遵守の体制をよりいっそう強化することが課題であると考えております。
社内においては、入社時研修や定期的な講習及び顧客ごとの定期的なアンケートによる全件調査など、継続的な周知徹底に努めてまいります。

⑧ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループが今後の事業環境の変化に対応し、また新たに事業拡大を進めるためには、内部管理体制を強化していくことが重要であると認識しております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

(注) シェアード・エンジニアリングとは、限りある人的資源や知識資源をオープンかつ安全に共有する独自技術であり、当社事業の基盤となる技術をいいます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成され、「シェアード・エンジニアリング」(注1)を基盤として、IT人材と知識を「シェア」するサービスを提供しております。

私たちが展開するサービスは、限りある人的資源や知的資源をオープンかつ安全に共有し、顧客が抱えるコーポレートIT部門の課題を解決することで、成長支援に貢献できるものと考えております。シェアする範囲は幅広く、ITに関する人材、技術、知識、人脈、また人材採用、社員育成、組織づくりのノウハウなど、企業活動全般に係るシェアの技術が当社の強みであると認識しております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

① インソーシング事業

- ・コーポレートIT部門のタイムシェアサービス「シェアード社員」
- ・会員制Q&Aサービス「Kikzo」
- ・情シスのオープンナレッジ(注2)サービス「Syszo」

② セキュリティ事業

- ・PCI DSS(注3)コンサルティングサービス
- ・PCI DSSに関する教育・研修サービス

- (注) 1. シェアード・エンジニアリングとは、限りある人的資源や知識資源をオープンかつ安全に共有する独自技術であり、当社事業の基盤となる技術をいいます。
2. オープンナレッジとは、公開されたデータを活用して課題の解決につなげることができる共有知識の利用をいいます。Syszoでは、ユーザー登録した個人会員は誰でも、ITに関する共有知識を利用することができます。
3. PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、カード会員情報の保護を目的として、国際ペイメントブランド5社 (American Express、Discover、JCB、マスターカード、VISA) が共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準です。

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

- ① 当社
本社 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

- ② 子会社 f j コンサルティング株式会社
本社 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 連結会社の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)
インソーシング事業	186
セキュリティ事業	4
報告セグメント計	190
全社 (共通)	19
合計	209

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
205	35.8	4.7	6,249,729

セグメントの名称	従業員数 (人)
インソーシング事業	186
報告セグメント計	186
全社 (共通)	19
合計	205

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 11,600,000株
- ② 発行済株式の総数 3,936,800株 (自己株式28,075株を含む)
(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が219,600株増加しております。
- ③ 株主数 2,627人
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エス・アセットマネジメント株式会社	1,000,000株	25.40%
須田 騎一郎	784,400	19.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	174,200	4.42
岡 美恵子	93,800	2.38
ユナイテッドグローブ従業員持株会	72,300	1.84
株式会社SBI証券	64,900	1.65
須田 愛子	60,000	1.52
YSアセットマネジメント株式会社	54,600	1.39
榎田 重夫	49,300	1.25
藤森 肇	40,000	1.02

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (28,075株) のうち、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式 (28,000株) を除く、当社所有自己株式 (75株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月14日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員を対象としたインセンティブ・プランとして従業員向け株式交付信託を導入しております。2022年12月31日現在において、上記制度の運営のために設定された株式交付信託につき株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式は、28,000株です。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2018年12月25日
新株予約権の数		233個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 46,600株 (1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 70,000円 (1株当たり 350円)
権利行使期間		2021年1月1日から 2028年12月25日まで
行使の条件		(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7個 (9個)
		目的となる株式数 1,400株 (1,800株)
		保有者数 1人 (1人) (注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者が新株予約権の権利を行使するには、権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 第6回新株予約権における()書きは、当社子会社取締役へ交付されたものであり外数であります。
3. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的となる株式の種類と数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は株式分割後の数値を記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	須田 騎 一 朗	f j コンサルティング株式会社（取締役） エス・アセットマネジメント株式会社（代表取締役） ビズメイツ株式会社（社外取締役）
取締役	高 井 庸 一	人材開発本部長
取締役	岡 美 恵 子	管理本部長
取締役	土 居 明 史	シティア公認会計士共同事務所（パートナー） 株式会社エイゾン・パートナーズ（代表パートナー） 株式会社Mマート（社外監査役）
取締役	齋 藤 智 芳	インソーシング事業本部長 f j コンサルティング株式会社（取締役）
常勤監査役	肥 後 一 雄	f j コンサルティング株式会社（監査役）
監査役	藤 森 肇	—
監査役	依 田 修 一	桐蔭横浜大学法学部（客員教授） 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（監事） 一般社団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院（監事） ワタキューセイモア株式会社（監査役）

- (注) 1. 取締役 土居明史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 肥後一雄氏、監査役 藤森肇氏、監査役 依田修一氏は、社外監査役であります。
3. 2022年3月29日開催の第17期定時株主総会において、齋藤智芳氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 当社は、社外取締役土居明史氏並びに社外監査役肥後一雄氏、藤森肇氏及び依田修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役については480万円以上で予め定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額、監査役については法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

当社の報酬総額については、2005年2月22日開催の創立総会において、取締役については年額100,000千円以内（使用人兼務役員の使用人給与部分は除く）、監査役については年額30,000千円以内として決議しており、当該定めに係る取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等を以下のように定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

- (a) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とする。
- (b) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。
- (c) 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。
- (d) 企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。

(報酬の構成)

- (a) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬により構成する。
- (b) 監督機能を担う社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

(基本報酬)

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

(業績連動報酬)

現金報酬とし、各事業年度の業績や目標値に対する達成度合いから算出した額を、担当業務の役割や成果に応じ、賞与として毎年一定の時期に支給する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

- (a) 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長が委任を受け、決定する。
- (b) 前項の権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬である賞与の配分とする。
- (c) 当該権限が適切に行使されるよう、委任をうけた取締役社長は、社外取締役に諮問を行い決定する。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79,706 (2,400)	75,406 (2,400)	4,300 (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	89,906 (12,600)	85,606 (12,600)	4,300 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年2月22日開催の創立総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年2月22日開催の創立総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は当事業年度の業績及び目標値に対する達成度合いであり、各担当業務の成果に応じて算定しております。
4. 取締役会は、代表取締役 須田騎一郎に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役に諮問を行っております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
土居明史	パートナー	シティア公認会計士共同事務所	特別の関係はありません
	代表パートナー	株式会社エイゾン・パートナーズ	特別の関係はありません
	社外監査役	株式会社Mマート	特別の関係はありません
肥後一雄	監査役	f j コンサルティング株式会社	当社の子会社であり、営業上の取引があります
依田修一	客員教授	桐蔭横浜大学法学部	特別の関係はありません
	監事	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会	特別の関係はありません
	監事	一般社団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	特別の関係はありません
	非常勤監査役	ワタキューセイモア株式会社	特別の関係はありません

b. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	土居明史	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、公認会計士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役	肥後一雄	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、企業経営の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	藤森肇	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、企業経営の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	依田修一	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、弁護士としての経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

- ① 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。
 - (b) 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
 - (c) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。
 - (d) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。
 - (e) 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行っております。
- ② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「社内情報管理規程」等を定めて情報管理の責任体制を明確化し、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切な保存及び管理を行っております。
 - (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。
 - (b) コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
 - (c) 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧

- 問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。
- (d) 役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。
- (b) 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。
- (c) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社グループは、「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等を定め、決裁権限及び責任を明確化し、適正な執行体制を構築することとしております。
- (b) 当社グループにおける不適切な取引等を防ぐため、監査役会、会計監査人及び内部監査室が連携して監査体制を整備しております。
- ⑥ 当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任又は兼任の使用人を設置することとしております。
- (b) 当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めております。
- ⑦ 当社グループの役職員が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- (a) 役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告することとしております。
- (b) 取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査役へ報告しております。
- (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職

- 員に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。
- (d) 監査役へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役社長、取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- (b) 監査役がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 当社グループの業務内容に適合した組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行っております。
- (b) 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除のための体制
- (a) 当社グループは、「反社会的勢力対応規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。
- (b) 反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合するための体制

当社グループは、役職員を対象としたインサイダー取引防止及びコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、内部通報窓口を設置し適切に運用しております。

② 取締役の職務執行

当社は、定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令及び定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の意思決定の過程及び業務執行の把握に努めております。また、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,176,698	流 動 負 債	741,274
現金及び預金	2,136,439	買掛金	7,955
売掛金	17,867	短期借入金	50,000
貯蔵品	380	未払金	135,161
その他	22,012	未払法人税等	46,966
固 定 資 産	190,030	契約負債	412,651
有 形 固 定 資 産	78,213	その他	88,538
建物(純額)	64,226	固 定 負 債	25,781
その他(純額)	13,986	株式給付引当金	7,564
無 形 固 定 資 産	46,284	資産除去債務	12,268
ソフトウェア	7,289	その他	5,948
ソフトウェア仮勘定	37,840	負 債 合 計	767,055
その他	1,155	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	65,532	株 主 資 本	1,599,673
繰延税金資産	14,703	資本金	344,342
その他	50,828	資本剰余金	323,487
		利益剰余金	970,832
		自己株式	△38,988
		純 資 産 合 計	1,599,673
資 産 合 計	2,366,729	負債純資産合計	2,366,729

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,335,591
売上原価	1,216,148
売上総利益	1,119,442
販売費及び一般管理費	795,308
営業利益	324,134
営業外収益	
受取利息	20
物品売却益	250
その他	0
営業外費用	
支払利息	166
株式交付費	142
その他	1
経常利益	324,095
税金等調整前当期純利益	324,095
法人税、住民税及び事業税	86,711
法人税等調整額	△988
当期純利益	238,372
親会社株主に帰属する当期純利益	238,372

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	311,662	290,807	777,065	△55	1,379,480	1,379,480
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	32,680	32,680			65,360	65,360
剰 余 金 の 配 当			△44,606		△44,606	△44,606
親会社株主に帰属する 当期純利益			238,372		238,372	238,372
自己株式の取得				△38,933	△38,933	△38,933
当連結会計年度変動額合計	32,680	32,680	193,766	△38,933	220,193	220,193
当連結会計年度末残高	344,342	323,487	970,832	△38,988	1,599,673	1,599,673

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 f j コンサルティング株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付信託による従業員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① インソーシング事業

インソーシング事業においては、中堅・中小企業のコーポレートIT部門を対象とした人と知識をシェアする会員制の「シェアード社員サービス」を提供しております。履行義務はシェアード社員が作業を顧客に提供することであり、作業の提供に応じて顧客が便益を享受するため、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断しております。収益は顧客の検収を受けたシェアード社員のサービス提供時間数に基づき金額を算定し、各月の収益として認識しております。

② セキュリティ事業

セキュリティ事業においては、キャッシュレス事業者を対象に、主にデータ保護対策のコンサルティングサービスを提供しております。履行義務は契約期間にわたるコンサルティングサービスの提供であり、当社従業員が作業を実施するにつれて顧客が便益を享受するため、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断しております。収益は当該履行義務が充足される期間において、顧客との契約に基づき各月の収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による会計処理の変更はなく、連結計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	
建物	20,609千円
その他	11,231千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式	3,717,200株	219,600株	—	3,936,800株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	44,606	12	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,987	16	2022年12月31日	2023年3月30日

(注) 配当金の総額には、従業員向け株式交付信託に対する配当金448千円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

第4回新株予約権	普通株式	29,200株
第6回新株予約権	普通株式	46,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理、運用については、高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性を確保しております。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の社内規程に則り、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金の調達を目的としたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的に信用状況を把握する体制としております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

為替や金利変動リスクについては、円貨建てに限定することや借入金の分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社経理財務部において管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社の財務部門が資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			合計 (千円)
	インソーシング事業 (千円)	セキュリティ事業 (千円)	計 (千円)	
インソーシングサービス	2,168,869	—	2,168,869	2,168,869
コンサルティングサービス	—	166,721	166,721	166,721
顧客との契約から生じる収益	2,168,869	166,721	2,335,591	2,335,591
外部顧客への売上高	2,168,869	166,721	2,335,591	2,335,591

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	14,472
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	17,867
契約負債 (期首残高)	404,308
契約負債 (期末残高)	412,651

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、375,243千円であります。

契約負債は、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	409円26銭
2. 1株当たり当期純利益	62円31銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	60円07銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,905株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は28,000株であります。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社従業員を対象としたインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下「本信託」といいます。)を設定し、本信託が当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の表彰等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は38,863千円、株式数は28千株であります。

貸借対照表
(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,065,369	流 動 負 債	740,436
現金及び預金	2,039,097	買掛金	6,167
売掛金	440	短期借入金	50,000
貯蔵品	380	リース債務	2,298
前渡金	3,547	未払金	131,968
前払費用	16,638	未払費用	47
その他	5,266	未払法人税等	46,227
固 定 資 産	220,401	契約負債	422,806
有形固定資産	77,126	預り金	13,244
建物(純額)	64,226	その他	67,677
工具、器具及び備品(純額)	5,156	固 定 負 債	25,365
リース資産(純額)	7,743	リース債務	5,948
無形固定資産	46,284	株式給付引当金	7,148
ソフトウェア	7,289	資産除去債務	12,268
ソフトウェア仮勘定	37,840	負 債 合 計	765,801
その他無形固定資産	1,155	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	96,990	株 主 資 本	1,519,969
関係会社株式	34,020	資本金	344,342
敷金	50,828	資本剰余金	323,487
繰延税金資産	12,141	資本準備金	304,342
		その他資本剰余金	19,144
		利益剰余金	891,127
		その他利益剰余金	891,127
		繰越利益剰余金	891,127
		自己株式	△38,988
		純 資 産 合 計	1,519,969
資 産 合 計	2,285,771	負債純資産合計	2,285,771

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,218,372
売上原価	1,171,395
売上総利益	1,046,976
販売費及び一般管理費	741,491
営業利益	305,484
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	8,046
物品売却益	36
その他	0
営業外費用	
支払利息	166
株式交付費	142
その他	1
経常利益	313,276
税引前当期純利益	313,276
法人税、住民税及び事業税	81,529
法人税等調整額	△1,824
当期純利益	233,570

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	311,662	271,662	19,144	290,807
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	32,680	32,680		32,680
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
当 期 変 動 額 合 計	32,680	32,680	-	32,680
当 期 末 残 高	344,342	304,342	19,144	323,487

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	702,162	702,162	△55	1,304,577	1,304,577
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行				65,360	65,360
剰 余 金 の 配 当	△44,606	△44,606		△44,606	△44,606
当 期 純 利 益	233,570	233,570		233,570	233,570
自 己 株 式 の 取 得			△38,933	△38,933	△38,933
当 期 変 動 額 合 計	188,964	188,964	△38,933	215,391	215,391
当 期 末 残 高	891,127	891,127	△38,988	1,519,969	1,519,969

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物は定額法、その他は定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～18年
工具、器具及び備品 5～15年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付信託による従業員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込み額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

インソーシング事業

インソーシング事業においては、中堅・中小企業のコーポレートIT部門を対象とした人と知識をシェアする会員制の「シェアード社員サービス」を提供しております。履行義務はシェアード社員が作業を顧客に提供することであり、作業の提供に応じて顧客が便益を享受するため、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断しております。収益は顧客の検収を受けたシェアード社員のサービス提供時間数に基づき金額を算定し、各月の収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による会計処理の変更はなく、計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	20,609千円
工具、器具及び備品	5,423千円
リース資産	4,964千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	4,185千円
短期金銭債務	10,154千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	49,502千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	8,046千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	26株	28,049株	—	28,075株

(注) 自己株式の株式数増加の内訳は、単元未満株式の買取による49株及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)が取得した当社株式28,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,727千円
未払事業所税	1,219千円
減価償却超過額	131千円
未払法定福利費	2,701千円
資産除去債務	3,844千円
株式給付引当金	2,188千円
その他	99千円

繰延税金資産合計 14,913千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	2,754千円
その他	17千円

繰延税金負債合計 2,772千円

繰延税金資産の純額 12,141千円

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	須田 騎一郎	(被所有) 直接 19.9 間接 25.4	当社 代表取締役社長	新株予約権の 権利行使 (注)	60,000	—	—

(注) 2015年10月14日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 388円87銭
- 1株当たり当期純利益 61円06銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,905株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は28,000株であります。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (その他の注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

ユナイテッドグロウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥津佳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹田 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユナイテッドグロウ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッドグロウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

ユナイトアンドグロウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥津佳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹田 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイトアンドグロウ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

ユナイテッドグロウ株式会社 監査役会

常勤監査役 肥 後 一 雄 ㊟
監 査 役 藤 森 肇 ㊟
監 査 役 依 田 修 一 ㊟

(註) 当社監査役は全員社外監査役であります

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 2階
ソラシティカンファレンスセンター テラスルーム
TEL 03-6206-4855



交通 JR：御茶ノ水駅 聖橋口より 徒歩約1分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅 聖橋方面改札直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅 出口1より 徒歩約4分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。